

公正競争確保の在り方に関する検討会議（第5回）

KDDI株式会社

2021年2月16日





はじめに

今回のNTTドコモ完全子会社化を踏まえたNTT一体化進展に対して公正競争の確保のため、改めて、以下の担保をお願いしたい

1. これからの5G、6G時代に向けて、ボトルネック設備の公平利用を担保するために NTT東・西間及びNTT東・西とNTTドコモ・NTTコム等他の事業者
更には、NTT東・西と資本的に一体化するNTTドコモとNTTコム等他事業者との合併・統合等は認めない
2. 禁止行為の対象事業者同士であるNTT東・西とNTTドコモのネットワーク統合
更にはNTT東・西又はNTTドコモとNTTコム等他事業者とのネットワーク統合等
禁止行為の対象事業者を含むネットワークの一体化は、禁止行為に抵触するものとして明確に禁止
3. IOWNについては、NTT東・西又はNTTドコモのネットワークを包含する、又は
仮想的に統合されるものになるのであれば、卸提供のみではなく相互運用性を担保し、接続ルールを適用
4. 接続ルールの運用、卸取引、グループ優遇等に係る諸課題に対し措置を講じるとともに
累次の公正競争ルールが損なわれていないか毎年の検証を実施
5. 3年後を目途に“NTTの在り方議論”を実施
ただし、毎年¹の検証で問題が生じたり、NTTの一体化・統合が進展する等
今回の議論の前提が大きく変わることがあれば、ただちに“NTTの在り方議論”を実施

※本資料では、日本電信電話株式会社をNTT持株、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社をNTT東・西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズをNTTコムと表記する。



必要なファイアウォール措置と検証の視点

今回、NTTは、NTTドコモ分離時の公正競争要件（出資比率の低下）を一方向的に反故
このことは、現在の公正競争要件を法的に担保しないと、もはや将来に渡って
NTTが公正競争要件を遵守するという保証がなくなったことをNTT自ら行動で示したものの
これは「おそれ」ではなく、「現に生じた問題」

ボトルネック設備の公平利用を担保するため、以下のファイアウォール措置については必須

1. 特定関係事業者にNTTドコモを指定
2. 1. とあわせて、特定関係事業者制度への在籍出向の禁止を追加
(公正競争要件の法的担保)

また、出向形態は、転籍・在籍どちらにおいても、人事交流を通じた事業戦略・営業戦略・
設備情報等の共有が競争阻害につながらないのかの観点で検討が必要

特に、兼務出向の形態については、例えば、NTTドコモの業務も行いながら、NTT東・西
の設備部門の業務も行うというのは、競争阻害の懸念が非常に大きい

なお、各論点に関する詳細の検証項目等については次頁以降のとおり



①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題（(a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念）

1 NTT東・西による一般コロケーションや局舎スペースの利用に関する不当に優先的な取扱い等が行われていないかを検証する上で、客観的なデータに基づく検証を行うこととし、例えば、局舎スペースの利用に関し、実際の局舎の利用状況のデータを用いて検証すること。

（提出可能なデータの種類・範囲等や検証のベンチマークとして想定される指標）

- 局舎の空きスペースがない又は少ない局舎（C・Dランク）、及び、義務的コロケーションに設置できる設備が一般コロケーションで設置されている場合は、不当に優先的な取扱い等が行われるおそれが高いことから、以下の条件で利用状況の実態把握・詳細確認を行う。
 - ・ 検証対象の局舎：空きスペースがC・Dランク、及び、NTTグループ会社と一般コロケーションの契約が存在する局舎
 - ・ 検証内容：
 - （実態把握）NTT東・西より、検証対象の局舎毎に以下データを取得して、局舎毎の利用状況の把握を行う。
 - ① NTTドコモ／NTTコミュニケーションズ／他NTTグループ会社が利用している義務的コロケーション／一般コロケーション別の架数、局舎の総架数
 - ② ①の一般コロケーションの利用架数のうち、接続目的で利用※している架数 ※本来、義務的コロケーションに設置可能なもの
 - （詳細確認）特に、②については当該契約書等の提出を求め、提供料金や手続き等の取り決めについて、競争ルールで規定される条件より有利な条件で提供していないかを確認（2の検証を行う）。
- なお、不適切な事例を把握した場合は、是正措置を講じるとともに、他に行われていないかC・Dランクに限らず全体の調査が必要。

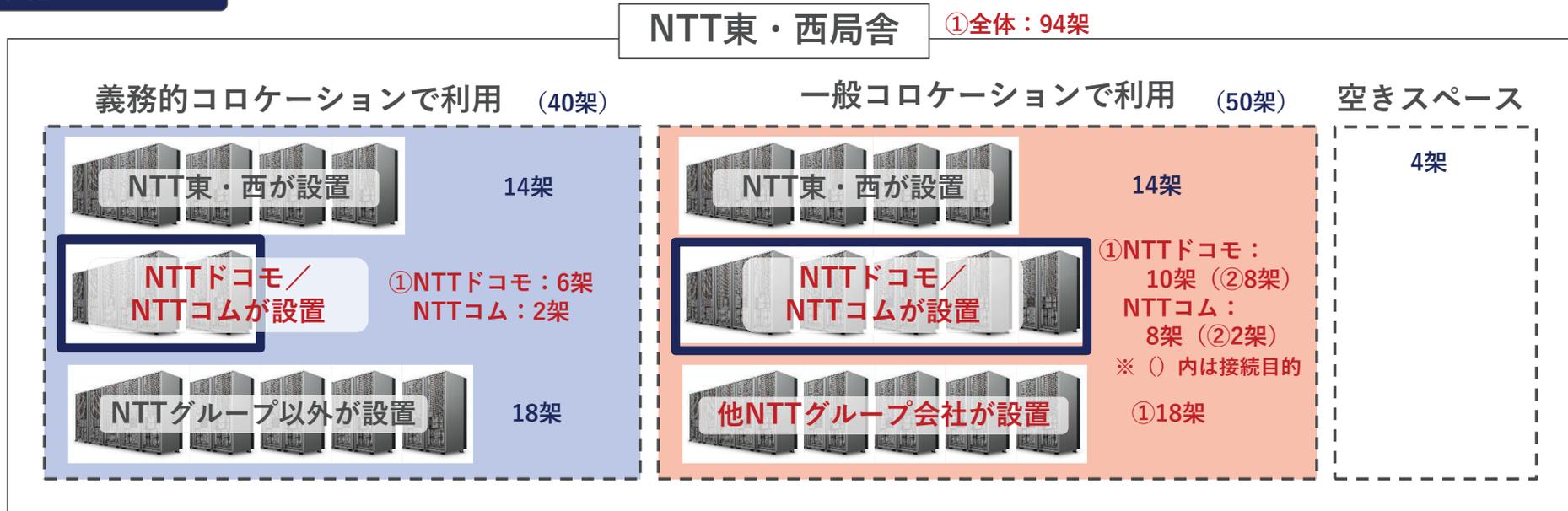
2 電気通信業務に関連した相対取引等について、契約書等の全てを総務省に提出させることによる検証について、どう考えるか。各契約条件は個別の様々な要素により定まっていると想定され、一律の指標で比較できるか。また、契約書等の提出には多大なコストがかかるのではないか。

（提出可能なデータの種類・範囲等や検証のベンチマークとして想定される指標）

- まずは、1の検証に関わる契約書等に絞って検証を行うことで、多大なコストをかけることなく実施可能と考えます。
- 1の利用状況の検証だけでは不当な優先的な取扱いが行われているかどうかまで検証できないため、2の契約書等の確認とあわせて実施することが必要。

①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題 ((a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念)

検証イメージ



○ 局舎の利用実態の調査 (局舎毎)

- ① NTTドコモ／NTTコミュニケーション／他NTTグループ会社が利用している義務的コロケーション／一般コロケーション別の架数、局舎の総架数
 ② ①の一般コロケーションの利用架数のうち、接続目的で利用している架数

●●ビル (Cランク)

総架数：94

| | 義務的コロケーション | 一般コロケーション | |
|------------|------------|-----------|---------|
| | 架数 | 架数 | 内) 接続目的 |
| NTTドコモ | 6 | 10 | 8 |
| NTTコム | 2 | 8 | 2 |
| 他NTTグループ会社 | 0 | 18 | 0 |

○ 不当な優先的取扱いに関する検証 (詳細確認)

特に、②については当該契約書等の提出を求め、提供料金や手続き等の取り決めについて、競争ルールで規定される条件より有利な条件で提供していないかを確認。(表の水色の部分の契約書を確認)

①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題 ((a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念)

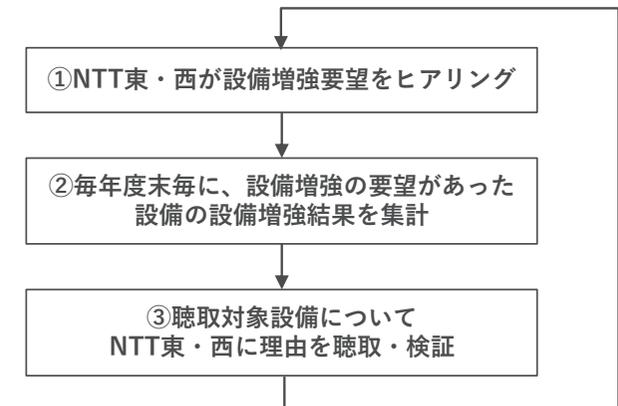
3 NTT東西による設備増強・接続機能要望に関する不当に優先的な取扱い等が行われていないかを検証する上で、対応の結果に基づく検証を行うこととし、例えば、各事業者から、各種回線・設備等の自己設置比率及びNTTへの依存度を前提として把握した上で、NTT東西の設備増強・接続機能についての要望に対する対応状況に基づき事後的に検証すること。

○ 第一種指定電気通信設備は、各事業者の自己設置比率・NTTへの依存度に関わらず、不当に優先的な取扱いがあってはならないことから、検証の前提として、各事業者の自己設置比率・NTTへの依存度の把握は不要であると考えます。

(提出可能なデータの種類・範囲等や検証のベンチマークとして想定される指標)

○ コロケーション・中継ダークファイバの設備増強要望に係る事後検証

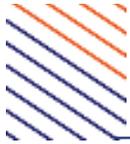
- ① Dランク（空きなし）及びCランクの対象設備について、接続事業者から設備増強要望をヒアリング。
- ② 毎年度末毎に、設備増強の要望があった設備について、設備増強の実施有無及び要望元（NTTグループ／NTTグループ以外）別に事業者数を集計。
- ③ ②について、NTTグループの要望ばかりが実現されていないか検証するとともに、NTTグループの要望のみで設備増強されていた設備・NTTグループ以外しか要望せず設備増強されなかった設備について、NTT東・西にその理由・差分を聴取し、不当に優先的な取扱いが行われていないか詳細に検証。



コロケーション（スペース）

| | NTTグループ | NTTグループ以外 | 設備増強有無 |
|------|---------|-----------|--------|
| ●●ビル | 1 | | ○ |
| ▲▲ビル | | 4 | × |
| ... | | | |
| ■ビル | 1 | 2 | ○ |

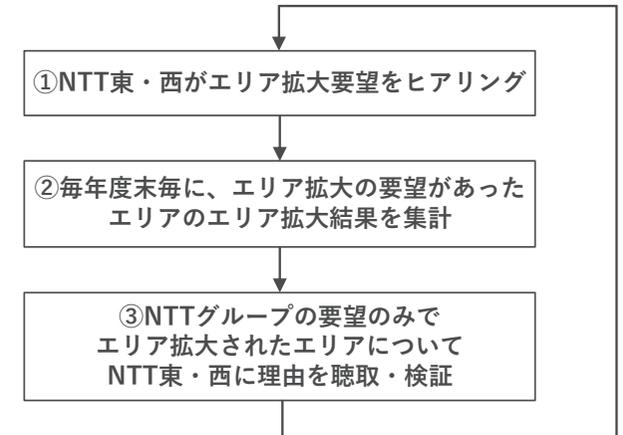
⇒ 聴取・詳細検証対象



①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題 ((a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念)

○ 光ファイバのエリア拡大要望に係る事後検証

- ① 光ファイバの提供エリア外の町丁目について、接続事業者からエリア拡大要望をヒアリング。
- ② 毎年度末毎に、エリア拡大要望があったエリアのうち、実際にエリア拡大が実施されたエリアについて要望元（NTTグループ／NTTグループ以外）別に事業者数を集計。
- ③ ②について、NTTグループの要望ばかりが実現されていないか検証するとともに、NTTグループの要望のみでエリア拡大されていたエリア・NTTグループ以外しか要望せずエリア拡大されなかったエリアについて、NTT東・西にその理由を聴取し、不当に優先的な取扱いが行われていないか詳細に検証。



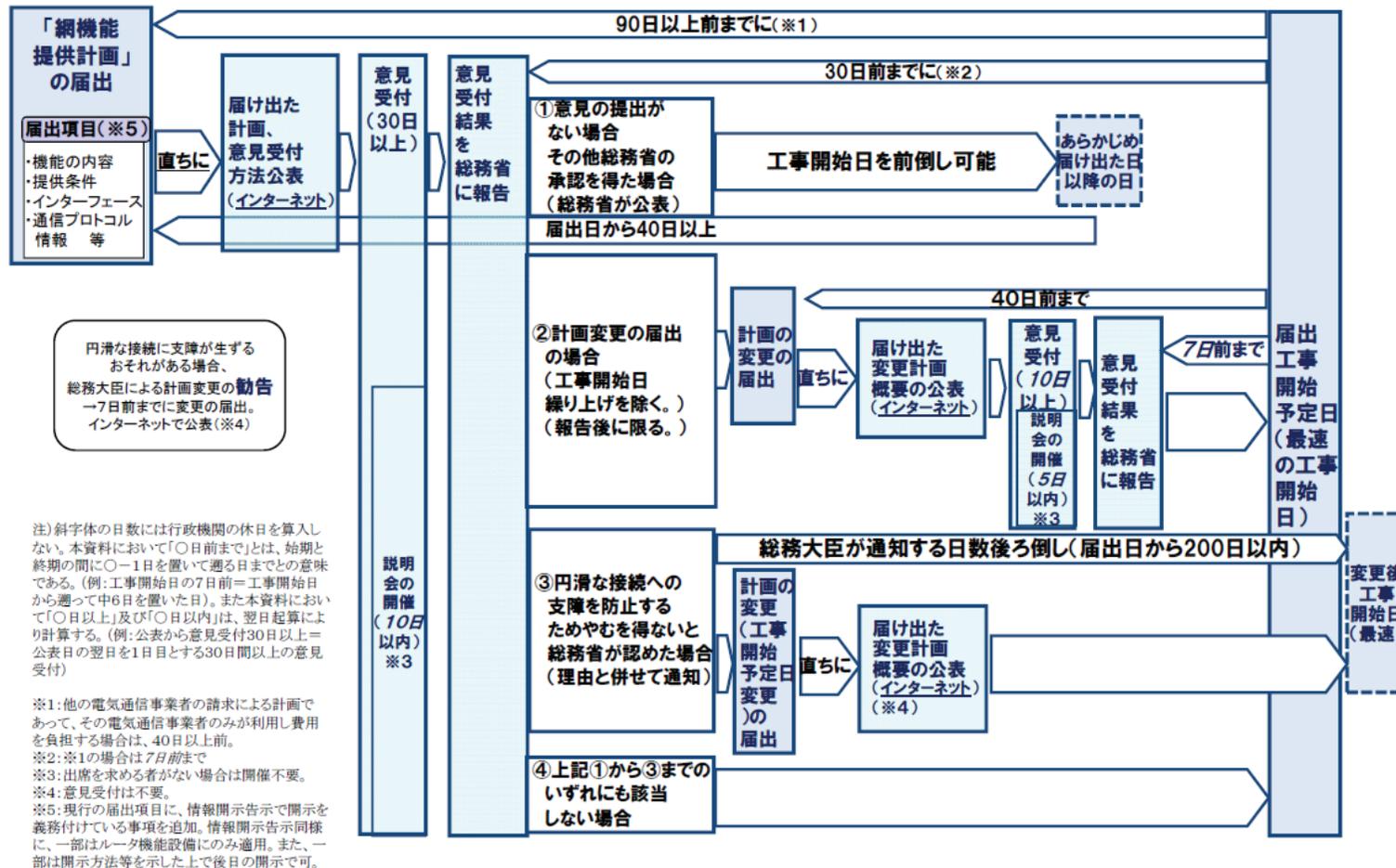
○ 接続機能の実現に係る事後検証

- ① 網機能提供計画制度における「意見受付」において、NTTグループ／NTTグループ以外別の意見受付状況、及び、意見受付結果におけるNTTグループ／NTTグループ以外別の要望の反映有無を確認
- ② ①について、NTTグループの要望ばかりが実現されていないか検証するとともに、NTT東・西にNTTグループ／NTTグループ以外別の要望の反映有無の理由を聴取し、不当に優先的な取扱いが行われていないか詳細に検証。

(参考) 網機能提供計画制度

(参考) 改正案に定める計画公表・意見受付等の流れの詳細

6



(出典) 電気通信事業法施行規則等の一部改正について(「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備)別紙1(2018年10月26日)



①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題 ((a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念)

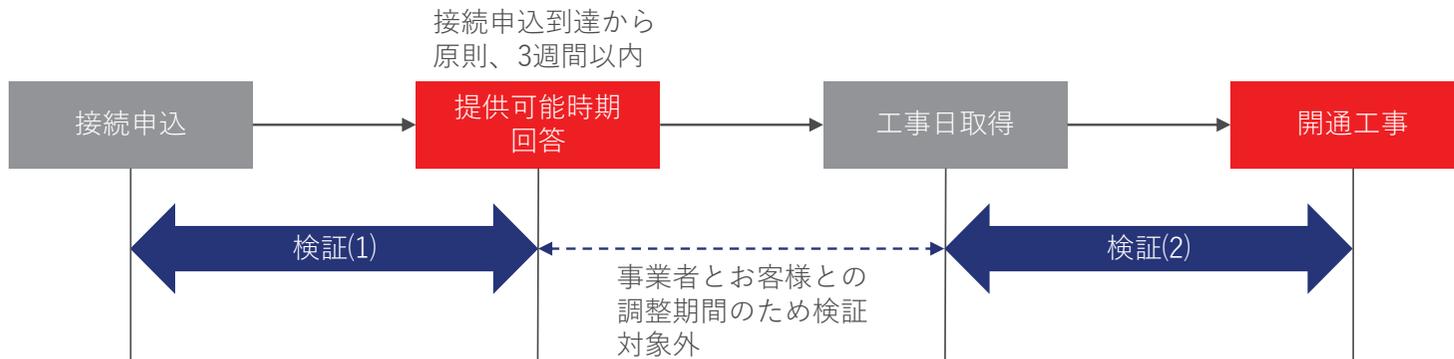
(その他必要な検証)

(提出可能なデータの種類・範囲等や検証のベンチマークとして想定される指標)

- 接続に係る手続きにおいて、NTTグループを優遇するインセンティブが働き、接続ルールで担保される範囲外で優遇措置が行われるおそれがあることから、NTT東・西との接続に係るリードタイムについて、NTTグループ各社と競争事業者間で差異がないか比較・検証が必要。
- 具体的には、不当な優先的な取扱い等が行われた場合に、最も競争事業者に影響が大きいと思われる「加入光ファイバの開通に係るリードタイム」について検証を行う。
 - ・ 検証対象：NTTグループ及び競争事業者の双方について加入光ファイバの利用があるGC局
毎年度、総務省が、上記GC局から対象局舎を指定して検証（NTT東・西別に数十局舎ずつ）
 - ・ 検証内容：
 - ① 「接続申込（申込受付）～回答までの期間」（検証(1)）と「工事稼働取得～開通工事までの期間」（検証(2)）について、NTTグループ／NTTグループ以外別にリードタイムを把握
 - ② ①について、平均リードタイムに一定程度の差分（例えば、1割以上の差分）がある場合、NTT東・西に対して原因等についてヒアリングを行い、不当に優先的な取扱い等が行われていないか確認する

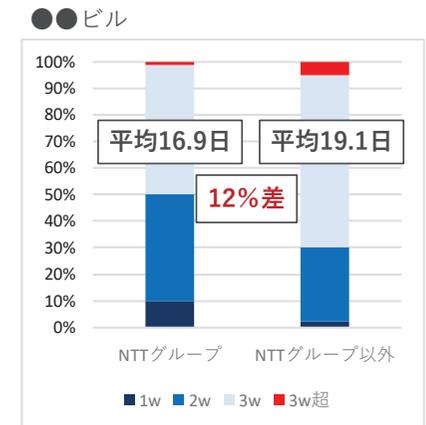
①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題 ((a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念)

検証イメージ



| | 検証項目 | 検証内容・備考 |
|-------|--------------------|---|
| 検証(1) | 接続申込（申込受付）～回答までの期間 | NTTグループのみ早期回答がなされていないか |
| 検証(2) | 工事稼働取得～開通工事までの期間 | NTTグループのみ短期間で開通できていないか ※開通工事日の設定はお客様都合の面もあるが、NTTグループのお客様のみが早期開通日を希望するということはないため、NTTグループ/NTTグループ以外の差分検証においては所与のものとして扱って問題ない |

例) 検証(1)



平均リードタイムに一定程度の差分（例は基準を1割とした場合）があるため、詳細確認の対象

○ 実態の調査（局舎毎）

① 「接続申込（申込受付）～回答までの期間」（検証(1)）と「工事稼働取得～開通工事までの期間」（検証(2)）について、NTTグループ/NTTグループ以外別にリードタイムを把握

○ 不当な優先的取扱いに関する検証（詳細確認）

② ①について、平均リードタイムに一定程度の差分（例えば、1割以上の差分）がある場合、NTT東・西に対して原因等についてヒアリングを行い、不当に優先的な取扱い等が行われていないか確認する



①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題（(b)NTT東西による情報の目的外利用の懸念）

4 NTT東西設備部門の監査を行う第三者機関をNTT東西の中に設けることについて、どう考えるか。

- － 第三者機関としての現在の市場検証会議による検証について、どう考えるか。
- － 導入のための各種コストと効果とのバランスについて、どう考えるか。

- 第三者機関による効果的な監視体制の在り方については、既に10年以上の実績を有する英国の先行事例を参考にして、その具体的な運用方法を検討する必要があると考えます。
- 例えば、本検討会議の構成員や電気通信市場検証会議の構成員等、公正競争の確保に関して高い御見識を持たれる有識者にNTTの内部監査組織のメンバーに加わって頂き、外部公開が躊躇われる情報についても厳格に監査・検証のうえ、結果を総務省や審議会、電気通信市場会議に報告頂く方法が考えられます。
- NTT組織内部に対する措置でないとしても、従来の検証より踏み込んだNTTの内部データの検証を行う方法として、電気通信市場検証会議の配下に専用のWGを設立し、当該構成員とNTTとの間で守秘義務契約を締結すること等により、これまで公開できなかったNTTの内部データの検証を実施し、電気通信市場検証会議に報告する方法も考えられます。

①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題 ((b)NTT東西による情報の目的外利用の懸念)

5 NTT東西による情報の目的外利用が行われていないかを検証する上で、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況の詳細について、非公開情報も含めてNTTからヒアリングするための市場検証会議の会合を設けること。

(NTTへの非公開ヒアリングによる検証において、必要と考える確認項目)

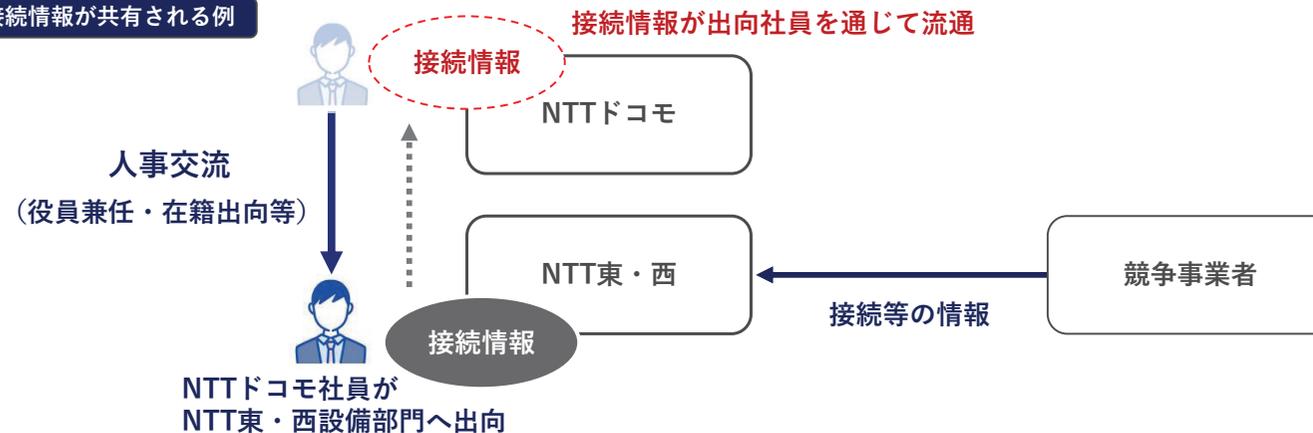
○ 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況の詳細確認について、例えば、以下のようなものを全て確認することで、一定程度の検証は行えると考えますが、現実的には困難だと考えます。

- ・ 経営会議や営業会議等の資料に、接続の業務で知り得た接続事業者に関する情報が利用されていないか
- ・ NTT東・西の設備部門から利用部門・NTTグループ会社へのメールに、接続の業務で知り得た接続事業者に関する情報が含まれていないかどうか

など

○ 上記のとおり、検証には限界があることから、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための構造的措置として、NTT東・西と特定関係事業者の間の役員兼任禁止に加えて、在籍出向（特に兼務して業務を行うこと）の禁止が必要だと考えます。

接続情報が共有される例





②NTTドコモとNTTコムに関係に係る課題（(a)法人営業の一体化に伴う課題）

6 市場検証の前提として、法人向けネットワーク（WANサービス等）市場やIoT向け通信サービス市場に限らず、法人向けサービスの実態把握を強化すること。

（提出可能なデータの種類・範囲等や検証のベンチマークとして想定される指標）

- 電気通信市場検証会議での検証リソースが有限であることを考慮すれば、幅広に法人向けサービスの実態把握を行うよりも、まずは、NTTドコモとNTTコムが法人事業・スマートライフ事業等において、どのようなサービスでどのような連携を行うのか、行っているのかの実態把握を行い、当該連携において禁止行為規制に抵触する行為がないのか、当該サービス市場にどのような影響を及ぼし得るのかについて議論することが必要だと考えます。
- また、実態把握の際には、当該連携にNTT東・西との連携が含まれているかどうか、含まれている場合、どのような連携を行っているのかについてもあわせて把握が必要だと考えます。
- そのうえで、市場への影響が特に懸念されるサービス市場に絞って、市場環境等も含めた深堀の検証を行っていくことで、効率的・効果的な検証が行えるものと考えます。
- 他方、ローカル5Gについては、NTTが本検討会議（第2回）において、NTT東・西及びNTTコムが積極的に展開し、その際、NTTドコモからの設備・ソフトウェアの借り受けやNTTドコモとの共同調達についても、必要に応じて検討していく考えであることを回答（資料2-2 P.4）しており、NTTドコモとNTTコム／NTT東・西との連携が市場に影響を及ぼすことが懸念されるところです。
- したがって、上記の実態把握において、特にローカル5Gにおける連携については注視するとともに、ローカル5Gに係る共同調達の実績等を把握・検証していくことが必要です。

< 検証に必要なデータ >

- ・ NTT東・西／NTTドコモ／NTTコム別に共同調達の調達総額に対するローカル5Gに係る共同調達額
- ・ NTT東・西／NTTドコモ／NTTコム別にローカル5Gに係る調達総額に対する共同調達額



②NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題（(b)ネットワークの一体化に伴う課題）

7 NTTドコモにNTTコムのネットワークが移管されることにより生じたNTTドコモとNTT東西の間でのネットワーク調達にかかる取引（例えば、NTT東西による県間伝送設備の調達）の状況について、継続的に確認していくこと。

○ NTTドコモがNTT東・西やNTTコムと組織統合したりネットワーク統合することは、禁止行為規制、指定設備制度、特定関係事業者制度が形骸化し機能しなくなるおそれがあることから、こうした統合は決してあってはならないと考えます。

（提出可能なデータの種類・範囲等や検証のベンチマークとして想定される指標）

○ ネットワークにおけるNTT東・西との緊密さに関する検証

実態把握を行うため、以下のデータを継続的に取得・確認する。

- ・ NTT東・西の県間伝送路の調達区間総数・調達金額に対するNTTドコモ／NTTコム別の割合
- ・ NTTドコモ／NTTコム別に共同調達の調達総額に対する県間伝送路に係る共同調達額
- ・ NTTドコモ／NTTコム別に県間伝送路に係る調達総額に対する共同調達額
- ・ NTTコムビルにおける義務的コロケーションのNTT東・西／NTTドコモ別の総架数に対する利用割合

③その他公正競争確保に係る課題 ((a)競争事業者の排除の懸念)

8 グループ内で内部相互補助が行われていないかを検証する上で、定量的なデータに基づいた検証を行うこととし、例えば、NTT及び関係事業者から入手した各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等のデータを用いて検証することについて、どう考えるか。

※ NTTにおけるセグメント別の収支等のデータのみでは、内部相互補助の影響による赤字（黒字）なのか、市場動向の影響による赤字（黒字）なのかの判別が困難であると考えられるため、他の関係事業者からも必要なデータを入手する必要があると考えられるのではないか。

(提出可能なデータの種類・範囲等や検証のベンチマークとして想定される指標)

- 本検証の目的は、NTTグループ内で内部相互補助が行われていないかを検証するものですが、関係事業者のセグメント情報と比較しても内部相互補助の有無が分かるものではないことから、関係事業者のセグメント情報の把握は不要と考えます。
- また、本検証のみで内部相互補助の有無が分かるものではなく、あくまでもその予兆を把握するためのものであると考えます。検証イメージは以下の通りです。
- 予兆がある場合には、改めて、詳細の検証が必要だと考えます。

検証イメージ

<NTT持株の開示情報>

| セグメント | 営業収益 | 営業費用 | 営業利益 |
|------------------------------|------|------|------|
| 移動通信事業セグメント (主にNTTドコモ) | 増収 | 増加 | 増益 |
| 地域通信事業セグメント (主にNTT東・西) | 増収 | | 増益 |
| 長距離・国際通信事業セグメント (主にNTTコム) | | | |

NTTドコモの開示情報がないと通信事業の状況が不明

<NTTドコモの開示情報>

| 事業 | 営業収益 | 営業費用 | 営業利益 |
|-----------------------|------|------|------|
| 通信事業 | | 増加 | 減益 |
| スマートライフ事業 (通信事業以外) | 増収 | | 増益 |

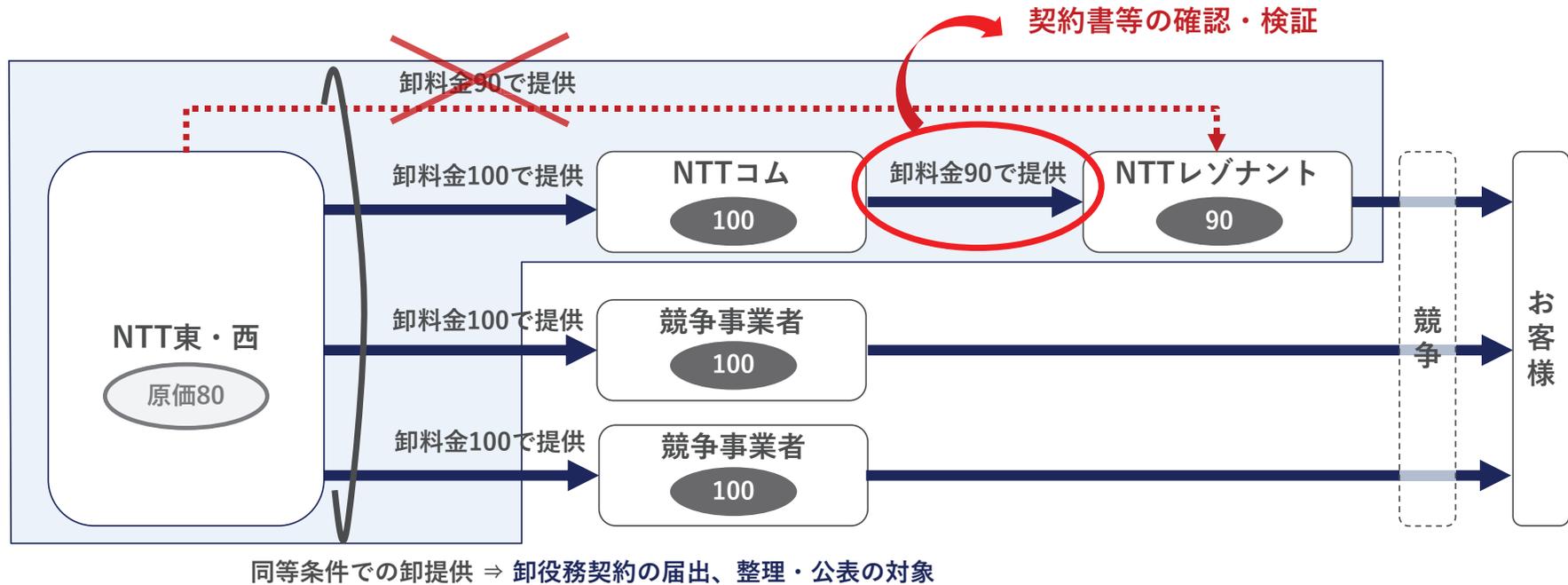
増減益が連動している場合、詳細の検証が必要

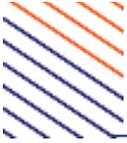
③その他公正競争確保に係る課題 ((d)間接取引による現行規制の潜脱の懸念)

9 禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者には卸している事業者が存在するか否かを確認する。

(提出可能なデータの種類・範囲等や検証のベンチマークとして想定される指標)

- 禁止行為規制対象事業者による卸取引を用いたグループ内間接取引による潜脱は、禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者には卸することで可能となるため、こうした行為が行われていないかを契約書等を確認し検証を行う。





③その他公正競争確保に係る課題 ((e)NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題)

10 具体的な懸念として提起されているグループ内の内部相互補助の有無を検証するため、各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等の定量的データをNTT及び関係事業者から入手することにより、検証を行うこと。

○ 項番8でご回答のとおりです。

Tomorrow, Together

KDDI

おもしろいほうの未来へ。

au